

## 「電波利用料制度に関する研究会」開催要綱(案)

### 1. 背景・目的

無線通信は、ユビキタス社会を実現するための究極的な手段であり、このためには有限かつ希少な電波を有効に利用することが喫緊の課題であるところである。

これまで、「電波開放戦略」に沿った周波数の再編等を通じて電波の利用が促進され、新ビジネスが急速に展開されており、電波を利用する者が変化・拡大している。このため、電波の適正な利用の確保のための電波利用共益事務の在り方については、急速なビジネス展開に対して多様な形態での電波利用の環境を整備し、国民がどこに暮らしていてもユビキタス社会の効用を享受できるようにしていくことが重要である。また、これら電波利用共益事務に充てる電波利用料の負担については、免許人間の公平性を迅速に確保することが必要である。

以上のことを踏まえ、次期(平成20年度～22年度)の電波利用料制度の見直しに資するため、幅広い観点から検討することを目的として電波利用料制度に関する研究会を開催するものである。

### 2. 名称

本会の名称は、「電波利用料制度に関する研究会」と称する。

### 3. 検討事項

本会は、以下の事項について検討する。

- (1) 電波利用料の用途について
- (2) 電波利用料の料額について
- (3) 電波利用料の制度について 等

### 4. 構成及び運営

- (1) 本会は、総合通信基盤局長の研究会として開催する。
- (2) 本会の構成員は、[別紙](#)のとおりとする。
- (3) 本会には座長及び座長代理を置く。
- (4) 座長は、研究会構成員の互選により定め、座長代理は、座長が指名する。
- (5) 座長代理は、座長を補佐し、座長不在のときは座長に代わって本会を招集し、主宰する。
- (6) 座長は、必要に応じ、関係者等に出席を求めることができる。
- (7) 本会の議事は、特段の事情がある場合を除き公開を原則とし、透明性の確保に努める。
- (8) その他本会の運営に必要な事項は、座長が定めるところによる。

### 5. 開催期間

本会の開催期間は、平成19年4月16日(月)に第1回会合を開催し、平成19年夏を目処に報告書を取りまとめる予定。

### 6. 庶務

本会の庶務は、総務省総合通信基盤局電波部電波政策課電波利用料企画室が行う。

「電波利用料制度に関する研究会」構成員

(五十音順、敬称略)

おおたに かずこ

大谷 和子 (株) 日本総合研究所法務部長

くろかわ かずよし

黒川 和美 法政大学経済学部教授

すずき やすお

鈴木 康夫 東京農工大学工学部教授

たかはた ふみお

高畑 文雄 早稲田大学理工学術院教授

たがや かずてる

多賀谷 一照 千葉大学法経学部教授

つちや もとひろ

土屋 大洋 慶應義塾大学大学院政策・メディア研究科准教授

ゆぐち きよたか

湧口 清隆 相模女子大学学芸学部准教授